

別表2 一般助成対象経費

公演・展示・総合芸術祭・映画祭・ワークショップ		
項目	細目	内訳
会場・舞台費・ 上映費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）
	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費・音響費、字幕費、映像費、舞台スタッフ費、器材借料
	設営費	会場設営・撤去費
	運搬費	運搬費
	上映費	上映費、映写機材使用料、映写技師料、同時通訳関連機器借り上げ料
印刷費	印刷費	印刷費（プログラム、入場券、チラシ、ポスター、アンケート用紙、デザイン料、図録、カタログ）

別表3 特別助成対象経費（大阪文化力向上支援・上方古典芸能普及発展支援）

公演・展示・総合芸術祭・映画祭・ワークショップ・シンポジウム		
項目	細目	内訳
会場・舞台費・ 上映費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）
	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費・音響費、字幕費、映像費、舞台スタッフ費、器材借料
	設営費	会場設営・撤去費
	運搬費	運搬費
	上映費	上映費、映写機材使用料、映写技師料、同時通訳関連機器借り上げ料
印刷費	印刷費	印刷費（プログラム、入場券、チラシ、ポスター、アンケート用紙、デザイン料、図録、カタログ）
出演・音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、司会料、特別招待者出演料、活動弁士出演料 （招へい・渡航に係る旅費、宿泊費含む）
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料
	文芸費	構成・演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明等プラン料、映像製作費、舞台美術・衣裳等デザイン料、脚本料、翻訳料、著作権使用料、字幕製作費
作品借料	作品借料	作品借料（保険料、通関料、輸送費を含む）
謝金・宣伝費・ 記録費	謝金	原稿執筆謝金、翻訳謝金、講演謝金、通訳謝金、会場整理員謝金
	宣伝費	広告宣伝費、宣伝デザイン料
	記録費	録画費、録音費、写真費

（注1）「招へい・渡航に係る旅費」については、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等）等、上位等級の指定席料金は助成対象外とする。

（注2）宿泊費の助成対象となる金額については、1泊あたり13,000円を上限とする。

別表4 特別助成対象経費（多様な人々が参加できる芸術活動支援）

公演・展示・総合芸術祭・映画祭・ワークショップ・シンポジウム		
項目	細目	内訳
会場・舞台費・ 上映費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）
	舞台費	字幕機材費、オペレーター費、バリアフリー機器借料、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費・音響費、字幕費、映像費、舞台スタッフ費、器材借料
	設営費	音声ガイド設営費、要約筆記設営費、会場設営・撤去費
	運搬費	運搬費
	上映費	上映費、映写機材使用料、映写技師料、同時通訳関連機器借り上げ料
印刷費	印刷費	点字資料作成費、印刷費（プログラム、入場券、チラシ、ポスター、アンケート用紙、デザイン料、図録、カタログ）
出演・音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、司会料、特別招待者出演料、活動弁士出演料 （招へい・渡航に係る旅費、宿泊費含む）
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料
	文芸費	音声ガイド制作費、字幕制作費、専門指導料、構成・演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明等プラン料、映像制作費、舞台美術・衣裳等デザイン料、脚本料、翻訳料、著作権使用料、字幕製作費
作品借料	作品借料	作品借料（保険料、通関料、輸送費を含む）
謝金・宣伝費・ 記録費	謝金	手話通訳謝金、介助士謝金、ガイドスタッフ謝金、要約筆記謝金、原稿執筆謝金、翻訳謝金、講演謝金、通訳謝金、会場整理員謝金
	宣伝費	広告宣伝費、宣伝デザイン料
	記録費	録画費、録音費、写真費

（注1）「招へい・渡航に係る旅費」については、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等）等、上位等級の指定席料金は助成対象外とする。

（注2）宿泊費の助成対象となる金額については、1泊あたり13,000円を上限とする。

別表5 特別助成対象経費（大阪文化力向上支援・上方古典芸能普及発展支援・多様な人々が参加できる芸術活動支援）

アーカイブ制作		
項目	細目	内訳
印刷費	印刷費	印刷費（目録、アーカイブ利用者用パンフレット等）
文芸費	文芸費	翻訳料、著作権使用料
謝金・宣伝費・ 記録費	謝金	通訳謝金、原稿執筆謝金、翻訳謝金、講演謝金、 臨時作業スタッフ費
	宣伝費	広告宣伝費、宣伝デザイン料
	記録費	録画費、録音費、写真費、資料保管材購入費、データベース構築委託費、データ複製費、資料収集に係る旅費

（注1）「臨時作業スタッフ費」については、アーカイブ制作にかかる資料整理・データ入力等を行う臨時スタッフ経費に限る。助成対象となる時給は、大阪府最低賃金を上限とする。

（注2）「資料保管費」については、アーカイブ制作にかかる、資料保管用記録媒体、専用ファイル等保管用具の購入に限る。

（注3）「資料収集に係る旅費」については、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等）等、上位等級の指定席料金は助成対象外とする。